

「直轄駐車場維持管理・運営事業」の概要

1. 基本事項

- ① 事業名称
直轄駐車場維持管理・運営事業
- ② 事業概要
 - ・民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立
 - ・事業者は、国土交通大臣と事業協定を締結するとともに各地方整備局長等と兼用工作物管理協定を締結し、駐車場の維持管理・運営を実施
- ③ 事業期間
 - ・事業期間は、事業協定の締結日から平成37年9月30日までの期間
 - ・維持管理・運営の開始日は、平成24年10月1日を予定
- ④ 駐車場財産の買取り・無償譲渡
 - ・事業者は、(財)駐車場整備推進機構から駐車場財産を買取る
 - ・事業者は、事業期間終了時に駐車場財産を国等へ無償譲渡

2. 民間事業者の選定方法及びスケジュール

- ① 民間事業者の選定方法
公募型プロポーザル方式を採用し、駐車場財産の買取価格及び事業の実施内容に関する提案等を総合的に評価し、民間事業者を選定
- ② 募集及び選定に関する主な手順・スケジュール（予定）

平成23年10月頃	募集要項の公表
平成23年12月頃	参加資格審査結果の通知
平成24年 3月頃	優先交渉権者の選定及び公表
平成24年 4月頃	基本協定の締結
平成24年 6月以降	事業協定及び兼用工作物管理協定の締結